

「資格取得助成事業」助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金（以下「この法人」という。）が資格取得助成事業を実施する林業事業体への助成金の交付等について、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 多面的な機能を発揮するために必要な森林の整備等を担うのは、現場技能者である。戦後植栽された人工林は、順次伐採適齢期に達しつつあり、それに伴い現場技能者は木材生産に必要な資格取得が求められている。そこで、現場技能者の資格取得を支援することで、高度技能者の育成を図ることを目的とする。

（対象事業体）

第3条 助成対象の林業事業体は、県内に住所を有し、自ら常時雇用労働者を使用し、森林施業を行っている者で別表1に掲げる者とする。

（対象となる現場技能者）

第4条 前条に規定する林業事業体で雇用される現場技能者であって、次の要件をすべて満たす者を本事業の対象とする。

- （1）主として現場で造林、保育、林産事業に従事する者。（主として特用林産施設、製材所で働く者、種苗、緑化及び運送業務に就く者を除く）
- （2）通年雇用であること。
- （3）健康保険、厚生年金、中退共等に加入していること。（既に中退共等から退職金等から退職金の支給を受けている者も含める）
- （4）就業後3年目以降の者であること。

（助成額）

第5条 前条の要件を満たす現場技能者が、木材生産等の林業に必要な資格等を取得した場合、その取得に要した経費について助成する。

- （1）対象とする資格等 別表2のとおり
- （2）助成額 別表2のとおり

（助成金の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）を別途定める期日までに代表理事へ提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第7条 代表理事は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、内容等を審査の上、助成金の交付を適当と認めた事業について交付額を決定し、助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者へ通知するものとする。

なお、審査に当っては、あらかじめ審査会を開催し意見を聞くものとする。

2 前項の決定には、必要に応じて条件を付することができる。

(実績報告及び助成金交付請求)

第8条 申請者は、助成事業が完了したときは、助成事業実績報告書(様式第3号)及び助成金交付請求書(様式第4号)を代表理事へ提出しなければならない。

2 前項の提出期限は、助成事業の完了した日から交付決定を受けた年度の2月末日までとする。

(助成金の支払い)

第9条 代表理事は、前条の規定により助成事業実績報告書及び助成金交付請求書の提出があったときは必要な検査を行い、実施結果が適正であると認めたときは、その年度の3月末に申請者へ助成金を支払う。

(助成金の経理)

第10条 申請者は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつこれらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、必要の都度代表理事が別に定めるものとする。

附則

この要綱は平成24年4月1日から適用する。

平成25年4月1日一部改正(第8条2項)

平成27年4月1日一部改正(第2条、別表2)

平成30年4月1日一部改正(事業名称、第1条、第2条、第4条、第5条、別表2)

令和3年4月1日一部改正(第4条5項追加、別表2)

令和4年4月1日一部改正(第4条5項、第8条2項)

令和6年4月1日一部改正(第4条1項1号、2号、3号、4号、5号削除)
(第8条2項、第9条、別表1、別表2)

別表 1

対象事業者

以下の全ての条件に該当する者を対象とする。

- (1) 島根県が運用する「島根林業魅力向上プログラム」に登録する事業者であること。
- (2) 事業の実施状況及び予算・決算などの財政状況について、この法人の求めに応じ適正な報告のできる事業者であること。

別表 2

対象とする資格等

区 分	名 称	助成額(円)
車両系	○不整地運搬車運転技能講習	15,000円
	○車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習	15,000円
	○車両系建設機械（解体用）運転技能講習	10,000円
	○走行集材機械運転特別教育	15,000円
	○伐木等機械運転特別教育	15,000円
	○簡易架線集材装置等特別教育	15,000円
土場作業	○はい作業主任者技能講習	5,000円
作業路開設	○地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	5,000円

※当該資格取得に要する受講料及びテキスト代の消費税を除いた金額